

元気が一番！

川口市立高等学校 保健室

令和4年4月11日発行 №.1

入学・進級おめでとうございます！

新年度がスタートしました。新たな生活・出会いに、わくわくしている人や不安を感じている人、いつもと変わらないという人など、それぞれ心境は異なると思いますが、慣れない環境での生活は緊張が続き、からだも疲れやすくなります。疲れていると感じた時には、いつもより早めに就寝し、しっかりと睡眠をとるようにしましょう。保健室には高校の養護教諭が2人、附属中の養護教諭が1人います。みなさんの心身の健康をサポートしていきますので、よろしくお願ひします！



『4月中の健康診断日程』 ※日程を確認し、各自で準備をよろしくお願ひします。

日程	検診項目	実施年次	会場	持ち物
4/14（木） 1・2限	身体測定	全年次	大アリーナ	体操着 ハーフパンツ メガネ(使用者)
	視力検査		小アリーナ・中アリーナ 柔道場・剣道場	
	聴力検査	1・3年次	物理／化学／地学室 生物／実験講義室1・2	
4/18（月） 5限～	内科検診	3年次	ミーティングルーム 1・2	体操着
4/19（火） 1限～	結核検診 (胸部X線検査)	1年次	1F エントランス	体操着 ジャージ
	心臓検診		2F 語学指導室 2F 小ホール	
4/22（金） 5限～	内科検診	2年次	ミーティングルーム 1・2	体操着
4/25（月） 5限～	内科検診	1年次	ミーティングルーム 1・2	体操着

※5月以降の健康診断日程につきましては、各月の保健だよりでお知らせします。

～*～

✿健康診断は自分自身のからだの状態を知る大切な機会です✿

4月から6月にかけて定期健康診断が行われます。学校における健康診断は、スクリーニング（ふるい分け）であり、疾病等の「疑い」を見つけるもので「診断」ではありません。したがって、各種検診の結果、疾病の疑い等で通知を受け取った際には、必ず医療機関を受診するようにしてください。また、早急な検査が必要と判断された場合には、直接家庭へ連絡させていただくこともあります。ご協力をお願いいたします。

全ての活動の土台は健康なからだです。年に一度の健康診断を、自分自身のからだを知ることのできる良い機会とし、万全な状態で一年を過ごせるようにしていきましょう。



◎学校感染症による出席停止について

学校感染症とは、「学校において予防すべき感染症」の通称であり主に下記の感染症を示します。感染症に罹患し医師より出席停止の指示を受けた際は、学校保健法施行規則第19条の規定により「出席停止」となりますので、速やかに担任までご連絡ください。また、出席停止期間を終えて登校を再開する際には「**学校感染症による出席停止願**」の提出をお願いします。(学校感染症による出席停止願は、登校再開後に担任より受け取ってください。) なお、医療機関を受診した証明として「**診療報酬明細書**」や「**薬剤情報提供文書**」等のコピーの添付が必要になりますのでご注意ください。

感染症の種類	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
感染性胃腸炎	病状により医師によって感染のおそれがなくなったと判断されるまで
マイコプラズマ肺炎	
溶連菌感染症	
結核	
新型コロナウイルス感染症	医療機関・保健所の指示に従ってください



※新型コロナウイルス感染症に関する欠席（陽性・PCR検査を受ける・家族が陽性・濃厚接触者等）については、医療機関や保健所等から受けた指示を**速やかに学校までお知らせください**。また、出席停止願の書式も他の感染症とは異なりますので、学校からの指示に沿ってご提出ください。

◎独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下における生徒の負傷・疾病等で医療機関を受診した際の医療費等の給付を行う制度です。土日祝や長期休業中のものでも、学校の教育計画に位置付けられていれば給付の対象となります。申請書類は**保健室**で配布しています。

- 傷病にかかる初診から治癒までの医療費総額が**5000円**（保険証を使用して**1500円**）以上の場合が対象です。
- 給付事由が生じた日（災害日）から**2年間請求を行わないと時効**となり請求ができなくなります。
- 第三者の加害行為（犯罪被害・傷害行為・交通事故等）については、制限があります。特に、登下校中の交通事故（対バイク・対車）については、加害者が判明している場合は「自動車損害賠償責任保険」の手続きが優先となります。

✿学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方を紹介します✿

内科	有田 満 先生	歯科	石橋 義郎 先生	耳鼻科	篠田 仲正 先生
	伊田 明充 先生		弦間 一郎 先生		峯岸 成 先生
	近藤 一彦 先生		中沢 和敬 先生	眼科	蒲山 順吉 先生
	佐藤 賢治 先生		二瓶 克彦 先生	薬剤師	金子 裕子 先生
	篠原 直哉 先生		福島 聰 先生	お世話になります♪	
	柳田 哲哉 先生		鷺頭 正大 先生		

